

公益社団法人鯖江青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鯖江青年会議所 (Sabae Junior Chamber International) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県鯖江市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青年としての英知と勇気と情熱をもって明るい豊かな社会を築き上げるべく、奉仕・修練・友情の信条のもと、資質の向上と啓発とともに国際的理解を深め世界の平和と繁栄に努め、鯖江市及びその近郊と国家の健全な発展に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な成育を目的とする事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発育に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (3) 地球環境の保全並びに自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資する事を目的とする事業
- (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその生活化による市民生活の安定向上を目的とする事業
- (7) 国際相互理解の促進及び発展途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
- (8) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (9) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業

(1 0) 広報事業

(1 1) 会員の意識向上事業

(1 2) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については福井県において行うものとする。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 鯖江市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。但し、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申請書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、鯖江青年会議所会員資格規則に定める。

(会員の義務)

第8条 この法人の会員は、この定款に別に定めるもののほか、定款その他の規則を遵守する義務を負う。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、鯖江青年会議所会員資格規則に定める入会金および会費を所定の納期に納付しなければならない。

2 前項の会費は、年会費及び準会費とする。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、年度中に退会しても、その年度の会費は納入しなければならない。

(除名)

第11条

正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総議決数の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的遂行に反する行為をしたとき
- (2) この法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (3) その他、正会員として適当でないと認められたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員または賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の承認によりその資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を3箇月以上納入しないとき。
- (2) 当該会員が成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき。
- (3) 総会員(正会員に限る。)が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

3 会員は、その資格を喪失しても、この法人の資産に対してなんらの請求もなし得ない。

第3章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (5) 事業報告及び会計報告の承認
- (6) この法人の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (7) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - 鯖江青年会議所役員選任に関する規則
 - 鯖江青年会議所運営規則
 - 鯖江青年会議所会員資格規則
 - 鯖江青年会議所庶務規則
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第16条 定時総会は、毎年1月及び12月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招 集)

第17条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次に掲げる事項の決定は理

事会の決議によらなければいけない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

4 総会を招集する場合には、第2項各号に掲げる事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、理事長もしくは正会員の中から理事長の指名した者がこれにあたる。但し、第16条第2項に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。但し、第20条第1項後段の場合を除く。

(定足数)

第20条 総会は、委任状を含む総正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(決議)

第21条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定をするものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した総正会員の過半数をもって決

し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) この法人の解散
 - (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから指名された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

(書面による議決権の行使等)

第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第20条及び第21条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(総会規則)

第24条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、鯖江青年会議所運営規則による。

第4章 役員等

(役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上27名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち、1名を理事長、3名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する。

3 理事は、正会員の中から選任する。

4 副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼任することができない。

6 その他、役員の選任に関して必要な事項は、鯖江青年会議所役員選任に関する規則による。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、就任した翌々年の定時総会に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任及び辞任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事を解任する場合は、第 21 条第 3 項に定める決議に基づいて行わなければならない。
- 3 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。

(役員の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(直前理事長等)

第 32 条 この法人に、任意の機関として、1 名の直前理事長又は若干名の顧問(以下「直前理事長等」という。)を置くことができる。

- 2 直前理事長等は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 直前理事長等の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 直前理事長は、前事業年度の末日において理事長であった者がこれにあたる。
- 5 直前理事長等の任期及び辞任は第 29 条第 1 項、3 項及び第 30 条第 3 項の規定を準用する。
- 6 直前理事長等の報酬は、無報酬とする。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの

法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取り扱いについては第42条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第34条 この法人は、法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第35条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職。ただし、理事長選定において、理事会は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
 - (4) 細則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- 2 理事会は、法人法第90条第4項に定める事項を理事に委任することはできない。

(招集)

- 第37条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を記載した書面を示し、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事は、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

- 5 第3項又は第4項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選定する場合に限り、理事の互選とする。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、議決に加わることのできる理事の過半数をもって行う。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。
 - 3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録が書面をもって作成されているとき、理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合には、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。
 - 3 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告については適用しない。

(理事会運営規則)

第 4 2 条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、総会において別に定める鯖江青年会議所運営規則による。

第 6 章 例会及び委員会等

(例会)

第 4 3 条 この法人は、毎月 1 回以上の例会を開催する。但し総会を招集した月の例会はこれを省略することができる。

2 例会の運営に関して必要な事項は、総会において別に定める鯖江青年会議所運営規則による。

(委員会)

第 4 4 条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名以内及び委員で構成する。

3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、室長、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

5 委員会の職務及び運営に関して必要な事項は、総会において別に定める鯖江青年会議所運営規則による。

第 7 章 資産及び会計

(会計の原則)

第 4 5 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第 4 6 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 4 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 監事は、第1項の書類を監査した報告書を定時総会の前日までに理事長に提出しなければならない。

- 4 理事長は、前項の監事の監査報告書を添えて第1項の書類を前記の定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

- 5 第1項の書類については毎事業年度経過後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 6 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 7 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すかこの法人の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第6項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 管 理

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会において別に定める鯖江青年会議所庶務規則による。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第54条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第56条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の経費の徴収)

第57条 この法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の経費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、福井新聞に掲載する方法による。

(情報の公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は法令の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、西村憲治とする。
- 3 法人法及び整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。